

## 第 69 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 27 年 9 月 11 日（金） 14 時 00 分～15 時 55 分
2. 場 所 本庁舎 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
  - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）  
北川学、北村新三、坂口晃司、柴田眞里、竹内由美、千木良悦子、中川丈久、灘本明代、西村裕三、服部孝司、藤浪芳子
  - (2) 実施機関の職員  
企画調整局情報化推進部基幹業務システム担当課長  
企画調整局政策企画部統計担当課長  
教育委員会事務局総務部学校計画課長  
地方独立行政法人 神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院情報企画課長  
ほか
  - (3) 事務局の職員  
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス担当部長、市民情報サービス担当課長、企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか
  - (4) 傍聴者  
なし
4. 議 題
  - (1) 審 議
    - ①統合宛名システムの構築について
    - ②国勢調査のための水道利用者情報の利用と電子計算機処理について
    - ③神戸市立神港橘高等学校に係る学校事務運営システムの導入について
    - ④神戸市立医療センター中央市民病院医療情報システム災害時診療継続システムの導入について
    - ⑤国民年金事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
    - ⑥身体障害者手帳交付事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
    - ⑦児童手当事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
    - ⑧後期高齢者医療制度関係事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
    - ⑨住民基本台帳事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
    - ⑩児童扶養手当事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
5. 議事要旨
  - (1) 審 議
    - ①統合宛名システムの構築について  
企画調整局情報化推進部から、統合宛名システムの構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等

について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 それでは、ただいまの説明を受けて、ご質問ありましたらお願いします。

○委員 文字コードの変換に関して、エンコードとデコードはどちらがどうなのかクリアじゃなくて、たぶん命令に変えるところはデコードされているというのがあるかなと思いますが、そこら辺は図の中でエンコード、デコードがどういうふうに使っているのか示していただけたらと。もうひとつは誤植だと思うのですが、統合宛名システムの中のデータベースのところはテーブルになっていまして、テーブルはビューですから、データの実体がないと思いますので、これはたぶん統合宛名データベースですよ。一つ目はそこら辺がわかるようにしなくても良いのですか。

○情報化推進部 1つ目のエンコード、デコードの関係ですが、こちらで取り扱っている文字コード変換は2ヶ所あります。共通基盤システムでの文字コード変換と統合宛名システムでの文字コード変換というのがありまして、まず、共通基盤システムが何をしているかと申しますと、接続している神戸市の業務システムはそれぞれに個別の文字コード体系をとっており、統一されていない状態です。これを神戸市の標準文字コードである UTF16 へ変換するという部分になります。なお、統合宛名システムで取り扱っているのは UTF 8 ですから、この際に共通基盤で UTF 8 まで変換をかけます。つまり各業務システムがいかなる文字コード体系であろうと統合宛名システムへ行くときには UTF 8 になっているということです。続きまして統合宛名システムですが、ご指摘のとおり、UTF 8 で受け取った CSV ファイルを XML に変換をかけます。それからこの先の中間サーバへ送る際に重要なのが、暗号化ということになるかと思うのですが、こちらはまだ仕様が出ておりません。ですから、この部分は記載することができません。

○委員 この図の左下の業務システムはどこにあるのですか。

○情報化推進部 国民健康保険システムであったり、国民年金システム、住記システムであったりといったものになりまして、サーバはマシン室等で管理されております。

○委員 端末はどこにあるのですか。

○情報化推進部 各区役所等にあります。ネットワークは基幹系のネットワークで結んでお

ります。

- 委員 運用監視端末は施錠可能な場所に設置と書いてあるのですが、これは常に施錠されるのでしょうか。それとログインは生体認証ということですが、ログイン履歴のチェックは予定されているのでしょうか。
- 情報化推進部 運用監視端末につきましても、マシン室に置こうと考えております。マシン室へは入退室管理を行っておりまして、一つ一つチェックしている形になっております。ログについては保存しております。
- 委員 定期的にチェック等はされる予定なののでしょうか。
- 情報化推進部 行います。スパンについてはまだ指定がないのですが、おそらく一定サイクルによる検査というものがあろうと考えております。それに対応できるようなシステムを構成します。
- 委員 非常に複雑なシステムなのですが、以前、住基ネットのときに、住民コードという 11 桁の番号がマスターキーのように使われて、特定個人に関するいろいろな情報が一度に検索され、プライバシーが侵害される恐れがあるということで批判を受けたのですが、そういう批判に対応するためのシステムとして、個人番号そのものを使わずに、それに関連させた別の符号とか、宛名番号とかそういうものを使ってやり取りすることで、個人番号そのものがマスターキーにならないようにする、そういうものと理解してよろしいでしょうか。
- 情報化推進部 住基ネットに関しましては、最高裁で判決がありまして、そこで芽づる式に、例えば、国がマイナンバーで全て管理できる、ということができないことという判決が出ておりまして、そうしないために、こういう複雑な仕組みになっております。市民の方にはマイナンバーを提示いただくのですが、市は統合宛名番号で管理します。さらに統合宛名番号を情報連携に際しては、市にも公表されない、暗号化された符号という形で仕組みを作って、芽づる式に情報が出ない、となっております。それから情報に関しましても、各団体が情報を分散で管理するというので、そちらのほうも判決の趣旨に従って、この制度が構築されているように聞いております。
- 委員 他にご質問はございませんか。ないようでしたら、答申の方向性をまとめていきたいと思っております。統合宛名システムの構築については、番号法に基

づき、平成 29 年 7 月に開始される地方公共団体間の情報提供ネットワークによる情報連携にあたり、神戸市と中間サーバとの接続点を、統合宛名システムのみとして構築することで、個人番号を含む特定個人情報に対する高度なセキュリティが確保できるということで、公益上必要と認められることと思われます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当といたしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

②国勢調査のための水道使用者情報の利用と電子計算機処理について

企画調整局政策企画部総合計画課から、国勢調査のための水道使用者情報の利用と電子計算機処理について、条例第 9 条（利用及び提供の制限）及び条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 今回から国勢調査の実施の仕方が 3 段階になっているわけですね。オンライン調査と調査票による調査、それでも回答いただけない場合に督促と聞き取りの調査ということですね。

○企画調整局 今回からオンライン回答というものが始まりましたので、まず、オンライン回答用の ID を 10 月から配りまして、そこで回答をしていただけない世帯に対しまして、従来の紙の調査票を世帯に訪問して配布するという流れになっています。

○委員 そのときに、この水道使用者情報を使って、居所の実態があるかどうかのチェックをしたいということですね。その場合、水道使用者情報の提供の対象となるのは、督促の対象となる世帯のみが対象となるのですか。先ほどのフローでは分からなかったのですが、これは督促の対象に限定されたものではなくて、そこに住んでいる方全員の情報なのですか。

○企画調整局 提供していただく水道使用者情報につきましては、全部という形で今回はお願いしようと考えております。

○委員 全員について提供していただいて、そこからチェックして、絞り込んでいくわけですね。オンラインで回答した人は除く、紙で回答した人は除くと。

- 企画調整局 オンライン回答で住所が任意入力となっております、入力をしていただけていない世帯がどうしても出てきますので、オンライン回答をしていただいた世帯を抜いて情報をいただくというのが、難しい状況になっております。また、スケジュールの話もあります。各区で督促対象の伝達が始まりますのが10月14日からになるのですが、資料のスケジュールのところ、14日までに各区は突合作業を完了しないといけないことになりまして、各区には10月6日までに提供の必要があると考えております。総合計画課の方での作業工程を考えますと、10月2日には情報を提供いただく必要があります、水道局の方で、オンライン回答世帯を水道利用者情報から抜き取る作業をする時間が実質的にないということで、全世帯分いただきたいと考えております。
- 委員 水道利用者情報の限定的な提供によることを考えますと、督促対象世帯についてだけ対象にすべきではないのかと思うのですが、今のようなスケジュールだと時間的な制約があって、そうするのが難しいということですね。
- 委員 資料に、スタンドアロンで作業して、その後、個人情報を書き消すと書いてあるのですが、何を想定して書かれたのでしょうか。
- 企画調整局 国勢調査の調査区域ということで番号を振っているのですが、その番号をこの水道情報に追加して、どこの調査区にどういった水道利用者情報があるかということを紐付ける作業を行います。その後、区役所の方で実際にそれを見まして、未回答の世帯で水道利用者情報がある世帯を督促の対象として抽出するのですが、調査員に伝えた後はデータを消去するということを考えております。
- 委員 閲覧したものに対して、データをチェックし終わったら、元のデータを全部消去するという理解ですね。
- 委員 今までどのようにされていたのですか、この督促というのは、必ず督促というのは発生するわけですね。全員が出すわけありませんから。
- 企画調整局 今までは紙の調査票だけだったのですが、回答がない世帯全部に回っていました。そうすると空家も、明らかに人が住んでいないと確認できない限りは、人が住んでいるかもしれないので、そういうところも含めて、調査員にお願いして督促に行っていたいただいております。ただ、今回、今の情勢を見てみますと、督促対象世帯が増えることが想定されますので、今

までと同じやり方ではちょっと難しいのかなと考えておまして、より効果的に、確実に、督促作業を行いたいということで、水道使用者情報がないところには、もう人が住んでいないということで、水道の使用者情報があるところに絞って、督促を行っていきたいと考えております。

○委員 ということは、そういった情報はどこも把握していないということですね。例えば空家であるとか、誰も住んでいないということは。行政として、まったく把握していないということですね。

○企画調整局 把握できておりません。

○委員 それは今回の調査では生かされるのでしょうか。それはそれで終わってしまって、これはこのためにする調査だから、ということで、また同じところが空家であり居住者がいないという調査を、また一からやらないといけないうことなののでしょうか。

○委員 前の審議会で、この水道情報を使って空家の調査というのが出ていたと思うのですが、そのときは長田区が先行してやるのだと、それを全市的に広めていくということがあったと思うのですが、そういったことは一回ずつで終わってしまうのか、神戸市の共有の情報となっていくのかということが、このところではそういう疑問が出たのかなと思います。

○企画調整局 統計情報で得られたものは、その統計調査のみで使うとなっておりますので、その場限りということになっております。

○委員 何回も同じことをやらないといけないということになりますよね。

○企画調整局 ただ、国勢調査というのは、調査期日にどういったところに、どういった世代の方が住んでいるのかという実態を把握するという調査になりますので、それは、国勢調査の、その都度一からの作業として考えております。

○委員 せっかく出たデータは使えないということですね。使ってはいけないということですね。

○企画調整局 統計という形で、データの活用ということはもちろん行ってまいりますけれども、例えばここの家が空いているとか、住んでいるとか個々の特定した情報というのは、私どもはその場限りで統計の調査だけということで扱

うことになっておりまして、そこで一旦終わりということになります。

- 水道局 水道局では、先ほど空家の関係で2件ほど審議いただきましたが、今使われているお客様、使われていないお客様のデータを日々整理を行い把握しておりまして、先の空家調査であれば契約のないところの抽出、今回は逆に、契約のあるところの抽出という形で対応させていただいております。水道のデータは水道料金の請求のために頂戴しているデータで、市全体で共有するという事は、今の運用・制限から考えまして難しいと考えておりますので、その都度お諮りいただいて提供する以外ないのかなと考えております。それに契約情報は日々動くものですので、日々整備させていただいて、必要かつ認められたものについて、提供させていただくのが望ましいかなと考えております。
- 委員 確かに前回の審議会でも、水道使用者情報を空家調査のために使うという案件が頭に残っておりますので、いろいろとお考えになったようですが、目的外利用というのを制限しないといけない面もあって、なかなか難しいですね。
- 事務局 今現在、全庁的な話としまして空家対策になりますが、特措法が施行されて、住宅都市局が中心になって計画なりを立てているという動きが一方ではあります。その中で前回ご審議いただき、承認いただいた各区で実施します空家対策の調査、これらの情報を活用しながら、ということになっていこうかと思っておりますけれども、今回お諮りさせていただいている事案につきましては、10月1日現在という押さえ方が必要な部分ですし、5年後もおそらく10月1日現在が必要になってこようかと思われまますので、そういう取扱いになろうかと思われまます。
- 委員 今、事務局から説明がありましたが、国勢調査の特別性というものがありまして、タイムリーな調査をしなくてはいけないということがありますので、そういった制約があるということですね。他にいかがでしょうか。
- 委員 それでは答申の方向性をまとめていきたいと思っております。国勢調査のための水道使用者情報の利用と電子計算機処理につきましては、国勢調査の実施に当たり、対象者を捕捉できない世帯割合が高く予測される中で、調査の督促を迅速かつ効果的に行って、捕捉率の向上を図るために水道使用者情報を利用することは、国勢調査の正確な把握という観点から公益に資するものと思われまます。また、対象者情報を確実に把握して事務執行するため

には、電子計算機処理が不可欠であると認められます。さらに個人情報の具体的な保護措置も徹底される予定であることから妥当としたいと思いません。

○委員 異議なし。

③神戸市立神港橋高等学校に係る学校事務運営システムの導入について

教育委員会事務局総務部学校計画課から、神戸市立神港橋高等学校に係る学校事務運営システムの導入について、条例第11条(電子計算機処理の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 保存期限は何年ですか。

○教育委員会 情報の種類にもよるのですが、生徒指導要録につきましては、学籍、名前、住所等のデータにつきまして、20年保存となっております。ただ、成績関係の情報につきましては5年となっておりますので、それ以後は廃棄処分となっております。

○委員 これは現在紙ベースの期限と同じなのでしょうか。

○教育委員会 基本的にはそのように考えております。

○委員 資料で、外部記録媒体へのデータ保存は原則としてできないものとする、原則としているのはなぜですか。できる場合があるという意味ですよね。

○教育委員会 原則ですから例外があります。例えば、職員の人事情報等は電子メールで送れませんので、そういう場合、学校長の許可のもと外部記録媒体、例えばUSBメモリーに保存して、教職員課に提出することがあります。それ以外には使うことは例外的にはありません。

○委員 それは決められているわけですね。生徒の情報を持ち出すということはないわけですね。

○教育委員会 基本的には教師の個人情報くらいです。他の個人情報は持ち出しません。

- 委員 員 それはきっちりルールで決められているわけですね。
- 教育委員会 それは決めております。とにかく校長の許可がない限りは一切のデータの持ち出しはできない。これはルールになっております。
- 委員 員 それでも事故が起こっていましたよね。
- 教育委員会 そうした事故が続きましたので、こういう情報管理をさせていただいて、ルール上もできないような形で対応させていただきたいと考えております。
- 委員 員 物理的に持ち出しができないのですか、そうじゃなくて、物理的には持ち出しはできるけれども、許可がないといけませんよというルールだけですか。
- 教育委員会 物理的にもポートはありますが、まったく保存できない仕組みになります。
- 委員 員 校長から何かもらわないと駄目。出てこないということですね。だからこれはしっかりするだろうということですね。
- 教育委員会 今まで一元管理ではなかったもので、漏洩とかいう問題が出てきましたが、一元管理になり、そこをしっかりとおさえますので、ほとんど考えられません。
- 委員 員 今回、新しい学校ができるということで、こういう形になっておりますが、アルファベットが追加になっているということなのですが、各学校でこういうシステムの導入はほとんどされているのでしょうか。移行中ですか。
- 教育委員会 全日制の高等学校につきましては、このたびの新設の学校が最後になって、その他は全て、この学事運用システムが入っております。そして先ほどのアルファベット以外は、全て、学校では個人情報として電子計算機処理をしているという状況です。このたび、この追加をお願いしまして、これは全校、この学事システムを使っているところについては、アルファベット処理をさせていただきたいということでございます。
- 委員 員 資料の趣旨のところ、平成9年に諮問されて、答申も出していますよね。それは学校事務運営システムの情報項目について答申をしているということなのですか。それに対してアルファベットの項目を追加するということ

だけなのですか。

- 教育委員会 扱う情報については、アルファベットだけが追加ということになります。
- 委員 員 それと、この新しくできる高校について、このシステムを導入したいということについても諮問があるのですね。これは、前回の答申には、市立高等学校全体のシステム化というものはなかったのですか。
- 事務局 前回お認めいただいた、平成9年当時の学校運営事務のシステム化についてですが、その当事、平成10年4月から六甲アイランド高校が開設になりました。その段階で、システム化ということで、教育委員会が諮問を行い、項目の部分とシステム処理について、ご審議いただいたのですが、その際には、今後の市立高校の運営に当たってシステム化を図っていくという流れの中、他校についても現行の部分までシステム化が行われてきたということです。ただ、タブレットや無線ランの部分は今までなかった部分です。それとアルファベットの部分の項目追加ということで今回、諮問されたということです。
- 委員 員 前は、市立高校全体に対するシステム化を図るということですね。
- 事務局 六甲アイランド高校の諮問の際に、その時点でありました他の市立高校につきましても、含めた形でご承認いただいております。
- 委員 員 学校別に諮問する必要はないわけですね。今回、新たな高校について諮問されたのは、項目の追加があるということと、タブレットの利用ということもあってということですね。
- 事務局 システムの改修があれば、その都度お諮りすることになっております。今回、無線ランを使って、教室の方にタブレットを移動させながら使用されるということで、今までそういう面がありませんでしたので、その点についてお諮りさせていただいたということです。
- 委員 員 他の高校につきましても、今回の答申が適用されるということでよいでしょうか。
- 事務局 資料にもありますが、前回と同様、高等学校に限ってですが、他の高校に対しても適用していきたいということでございます。ただ、これには小中

学校は入っておりませんので、高等学校に限ってということで審議いただいているということです。

○委員 今回、答申を出せば、他の高校につきましても類型化という形で対応できるということですか。

○事務局 その点につきまして、高等学校につきまして、よろしく願いいたします。

○委員 中のシステム構成とかが入っていないので、よく理解できないのですが、方針としましては、パソコンのハードディスクには保存できないようにします、サーバで全部管理します、ということは理解できたのですが、パソコンにはハードディスクがあるわけですよね。原則USBには保存できないようにする。通常そういう状態にするのであれば、ハードディスクはプロテクトをかければ良いとして、USBのポートはつぶすのが一般的だと思うのですが、これをどうするのかなということと、平成9年のときと、無線ランやタブレットの違いがあるということですが、それ以外でも、OSも違いますし、システム構成自体だいぶ違うことになっていると思うのですが。あまり細かいことを言っはいけないことを理解したうえで質問ですが、どこをどのように変えるのかということを確認しなくても良いのですか。例えば、Webアプリケーションにしてセキュリティを強化しますとか、システム構成を平成9年のときから、たぶん、だいぶ変えられていると思うのですが、セキュリティをどういうふうに変えていくのかということを確認しなくて良いのですか。

○教育委員会 USBポートにつきましては、現在の学校現場でもやっているのですが、物理的につぶすのではなく、ソフトで使えないようにしております。確かに平成9年の時点では、無線の技術もここまで発達しておりませんし、実は数年前からなのですが、教育委員会に情報セキュリティ担当の部門ができて、そこで許可をいただかないと使えないことになっております。ただ、神戸市では無線は原則禁止になっているのですが、例外規定で、教育目的に限っては利用しても良いということで、今回認めていただけましたら、チェックをするセクションの方へ、このようなシステム構成でセキュリティを守ってやりますということで、申請をして認められたら、ようやく使うことができます。そこでシステムの確認はしてもらえると考えております。

○委員 私が心配しているのは無線ランを使うのがどうということではなく、例え

ば、これはマックアドレスとSSIDでカバーすると書いてあるので、無線ラン自体はそんなに心配はしていないのですが、その上で動くアプリケーションの仕組みのことで、そこら辺はここに載っていませんので、我々は審議しなくてもいいのですかということです。物理的にインフラもしっかりしましたよ、セキュリティもしっかりしましたよ、ということはわかるのですが、ソフトウェアの構成みたいなものは議論しなくて良いのですか。

- 教育委員会 ソフトウェアの構成はつけていないのですが、シンクライアントを使いますので、ノートパソコンにハードディスクはありますが、そこにソフトを入れている状態ではありません。
- 委員 それは理解できるのですが、構成を見てシンクライアントかどうかわからないのですが、サーバに全てがあるというのは理解できますが、それらを含めた上での審議はいらないのでしょうか。
- 教育委員会 過去の審議会ではそこまでの深い審議はしておりませんので、この審議会はそこまでの場ではないと認識しております。
- 委員 システムの内容をチェックしてもらっているとおっしゃっていましたが、どこでチェックしてもらっているのでしょうか。
- 教育委員会 市教育委員会の中の、教育企画課でチェックをするようになっております。
- 委員 ここはセキュリティの部分でインフラとハード的なものがちゃんとしていますよ、ということで承認して、そこ止まりでよければ。
- 委員 教育委員会の中にチェックする部門があるということです。この審議会としてシステムの中身まで審議するというのは、なかなか難しいところがありますので、システム化そのものを認めるかどうか、ということが諮問と答申の仕方になっています。そういうことも将来的には検討すべきかもしれないので、将来的な課題として考える必要があるかと思います。専門の方が委員の中にいらっしゃるということは、そういう観点からもチェックできるということですから、そういうこともこれからはできるように考えてください。
- 事務局 今後の実施機関につきましては、その点も踏まえた形でご説明できるよう

に考えさせていただきます。

○委員 資料に、タブレットの取り扱いについては記載されているのですが、結局はどんなに技術が向上しましても、それを取り扱う先生方のちょっとしたミスで大きな事故につながりますので、先生の方にきちっと取り扱っていただけるよう、皆様のほうから対処のほうお願いいたします。

○委員 それでは答申の方向性を考えたいと思います。平成28年4月に再編統合される神戸市立神港橋高等学校にかかる学校事務運営システムの導入については、生徒の履行状況・成績状況、健康状態を迅速かつ的確に把握し、生徒の学習や進路指導、生活指導を支援するため、タブレット端末の利用も含めた学校事務運営システムを導入することは必要不可欠であると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会としましては妥当としたいと思います。

○委員 異議なし。

④神戸市立医療センター中央市民病院医療情報システム災害時診療継続システムの導入について

地方独立行政法人 神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院情報企画課から、神戸市立医療センター中央市民病院医療情報システム災害時診療継続システムの導入について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 今回この中央市民病院が対象になっていますが、他の市立病院はどうなっているのでしょうか。

○病院機構 機構の中で言えば西市民病院がありますが、昨年電子カルテを導入しまして、今のところ中央市民病院だけで構築しようと考えております。機構としましては、将来的には西市民病院も災害時のことを考えると必要かと考えております。

○委員 遠隔地は1ヶ所ですか、2ヶ所ですか。

○病院機構 今のところ1ヶ所で考えております。ただ、まだ通信業者が決まっております。

ませんので、どこかというのは今後になります。

○委員 他に質問はありませんでしょうか。ないようでしたら、答申の方向性を考えたいと思います。神戸市立医療センター中央市民病院医療システム災害時診療継続システムの導入については、災害時等、病院内の医療情報システムに障害が生じた場合においても、診療を迅速かつ的確に実施するために、遠隔地のデータセンターに必要最小限の情報を保存して、災害時に利用するシステムを構築するというので、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、結論としましては妥当といたしたいと思います。

○委員 異議なし。

⑤国民年金事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

⑥身体障害者手帳交付事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

⑦児童手当事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

⑧後期高齢者医療制度関係事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

⑨住民基本台帳事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

⑩児童扶養手当事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

事務局から、国民年金事務ほか5事業における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について、経過説明がなされた。また、特定個人情報保護評価書点検部会から、同部会での意見結果について報告がなされた。

○委員 ただいまの説明、報告についてご質問がありましたらお願いいたします。特に質問等ないようでしたら、点検部会での議論を踏まえて答申をまとめたいと思います。国民年金事務他5事業における特定個人情報保護評価書の記載内容につきましては、特段の問題は認められないと考えられ、特定個人情報を含む個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としてはいずれも妥当であるとしたいと思います。評価書の内容は妥当ということなのですが、肝心なことは、評価書への記載内容が実際の運用において、確実に実行されることが求められますので、我々の意見として付言したいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それでは本日の諮問案件について、すべて妥当であると結論いただきました。これをもちまして、第69回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思

います。ありがとうございました。